

2025 年度 英国現代奴隷法に関わる声明

当社は、英国において施行された「2015 年現代奴隷法」第 6 部第 54 条に基づき、2025 年度における当社およびその子会社（以下「当社グループ」）の事業活動およびサプライチェーンにおける奴隷労働および人身取引の防止に関する取り組みについて、以下のとおり声明を公表いたします。

1. 当社グループの事業概要、組織、サプライチェーン

1) 事業概要

自動車部品（四輪車用、二輪車用その他の油圧緩衝器を含む）と、油圧機器（産業用、四輪車用、航空機用、その他装置製品を含む）および特装車両を中心とした製造・販売を行っております。

2) 組織

当社グループは、国内外 23 か国において事業を展開しております（国内 14 社および海外 34 社を含みます）。なお、英国には販売拠点（KYBUK）を設置し、当社製品の販売を行っております。

3) サプライチェーン

当社グループは、国内外の多様なサプライヤーから原材料および部品を調達しております。

2. 当社グループの関連方針

当社グループは、グループ各社の事業活動およびすべてのサプライチェーンにおける人権の尊重を徹底し、持続可能な社会の実現ならびに ESG 経営の強化、社会的信頼の維持・向上を目的として、「人権基本方針」を 2025 年 3 月に制定いたしました。また、児童労働、強制労働および紛争鉱物の使用禁止を含む具体的な事項については、「企業行動指針」および「調達基本方針」において定めております。

これらの方針に基づき、事業の基盤として人権尊重の取り組みを推進し、継続的な改善を行うことで、社会から信頼される企業グループを目指してまいります。

これらの方針に関する詳細は、以下をご参照ください。:

（人権基本方針）

<https://www.kyb.co.jp/csr/soc/soc-human-rights.html>

（企業行動指針）

<https://www.kyb.co.jp/company/philosophy.html>

（調達基本方針）

<https://www.kyb.co.jp/csr/sup-scm.html>

3. 2025 年度における当社グループの取り組み

当社は、2017 年度より CSR 本部(現 ESG 本部)を設置し、社会的責任の遂行に向けた取り組みを体系的かつ専門的に推進しております。

当社グループ「人権基本方針」に基づき、サプライチェーンに対する社会的責任を自覚し、強制労働および児童労働に反対することなどを、当社グループの企業行動指針において明確に定めております。

1) 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および日本政府のガイドラインを踏まえ、2025 年に人権デュー・ディリジェンスを実施いたしました。その結果、当社グループおよびサプライチェーンにおいて、人権上の配慮が必要となる領域が存在することを認識いたしました。今後も継続してモニタリングしていくとともに、人権尊重の取り組みの再周知や仕組みの改善などの対応を行ってまいります。

2) 救済

当社グループは内部通報窓口にて人権に関する問題も受け付けております。内部通報窓口は、すべての役員および従業員が利用可能であるほか、取引業者（請負・下請け業者を含む）の従業員にも開放しております。

また、ハラスメント相談窓口にて、従業員のハラスメントに関する相談を受け付けております。

3) 啓発活動の実施

当社グループ社内報において、人権尊重への取り組みの全体像（①方針によるコミットメント。②人権デュー・ディリジェンスの実施、③救済）に関する解説を掲載し、社内への周知を図りました。

また、毎年 10 月に実施しているコンプライアンス強化月間において、全従業員に対して人権尊重やサプライチェーンへの社会的責任を果たすことを掲げている企業行動指針について、イラストなどで分かりやすくした資料を用いて教育を実施いたしました。

取引先に向けても調達方針説明会などで当社グループの人権尊重への取り組みについて説明しております。

4) サプライチェーンに対する取り組み

武装勢力による人権侵害や紛争に加担しないため、当社グループでは毎年、ドッド・フラシク法の趣旨を踏まえた調査への協力をお取引先様に要請しております。

上記に加え、OECD が公表する OECD Annex II においてコバルトおよびマイカが対象鉱物として追加されたことを踏まえ、該当鉱物に関する調査を進めています。

4. 今後の取り組み

カヤバグループ人権基本方針に基づき、当社グループおよびそのサプライヤーに対する人権侵害・奴隷労働の禁止に関する啓発活動などの取り組みを継続するとともに、人権デュー・ディリジェンスにより認識した課題に対して関係部門やサプライヤーとの対話を通じて適切な対応を推進してまいります。今後も継続的なモニタリングおよび見直しを行い、人権尊重の取り組みを実施してまいります。

本声明は、2026 年 7 月 9 日に開催された当社取締役会において承認されております。

2026 年 8 月 24 日

川瀬 正裕

代表取締役社長執行役員 兼 CEO

川瀬 正裕